

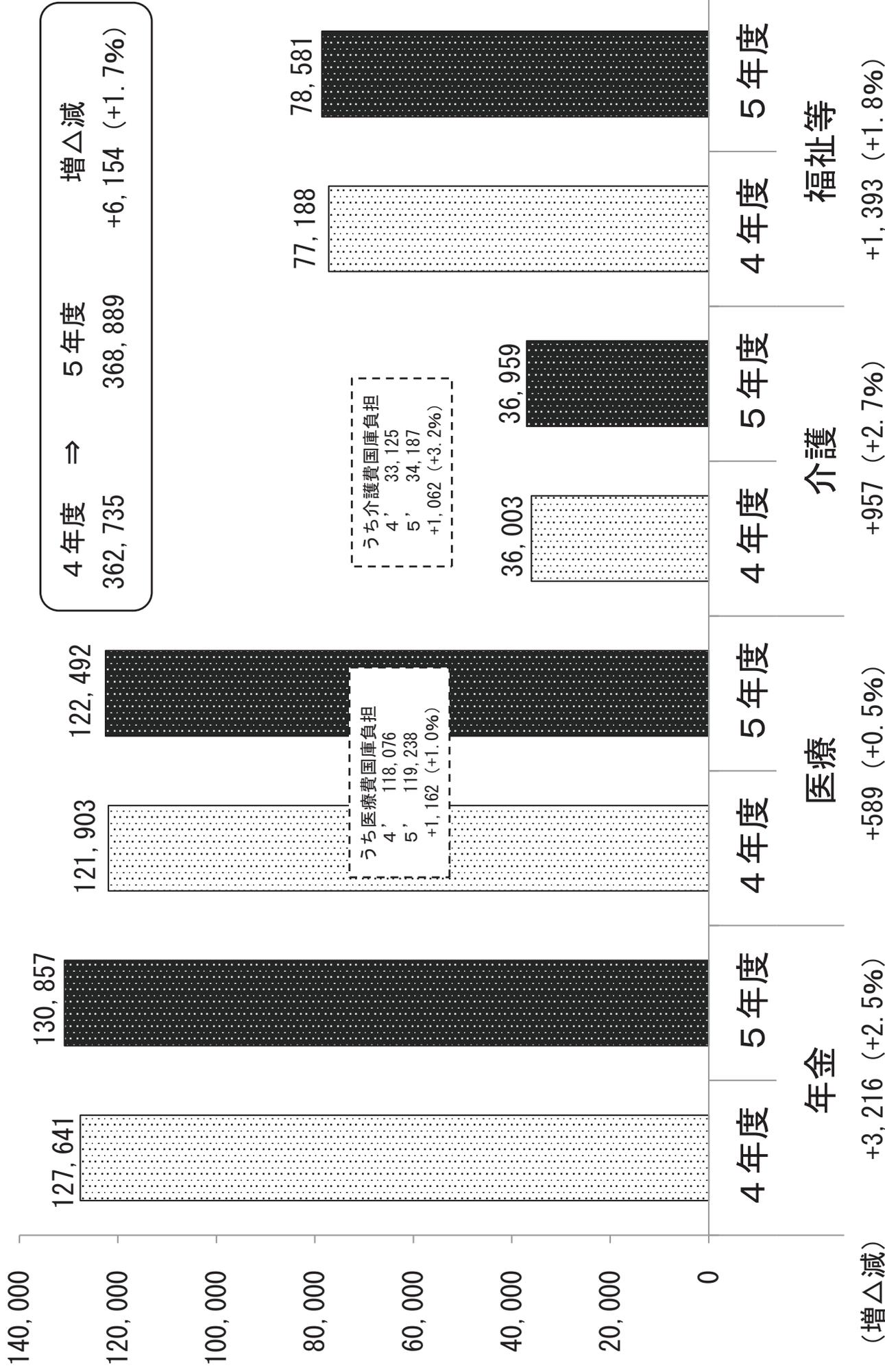
令和5年度社会保障関係予算のポイント

令和4年12月

大 沢 主 計 官
端 本 主 計 官

令和5年度 社会保障関係費の姿

(単位:億円)



令和5年度社会保障関係予算

(単位：億円)

	4年度	5年度	増△減
一般会計歳出 (A)	1,075,964	1,143,812	(6.3%) 67,848
うち 一般歳出 (B)	673,746	727,317	(8.0%) 53,571
うち 社会保障関係費 (C)	362,735	368,889	(1.7%) 6,154
年金給付費	127,641	130,857	(2.5%) 3,216
医療給付費	120,925	121,517	(0.5%) 592
介護給付費	35,803	36,809	(2.8%) 1,007
少子化対策費	31,094	31,412	(1.0%) 318
生活扶助等社会福祉費	41,759	43,093	(3.2%) 1,334
保健衛生対策費	4,756	4,754	(△0.0%) △2
雇用労災対策費	758	447	(△41.1%) △312
(C) / (A)	33.7%	32.3%	9.1%
(C) / (B)	53.8%	50.7%	11.5%
うち 恩給関係費 (D)	1,221	970	(△20.6%) △252
(C+D) / (A)	33.8%	32.3%	8.7%
(C+D) / (B)	54.0%	50.9%	11.0%

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入している。

(注2) 4年度予算額は、5年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

I. 令和5年度社会保障関係費の全体像 ⇒ 別紙1

令和5年度の社会保障関係費は、前年度（36.3兆円程度）から+6,200億円程度の36.9兆円程度となった。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成した（年金スライド分を除く高齢化による増は+4,100億円程度、年金スライド分の増は+2,200億円程度）。

II. 令和5年度薬価改定 ⇒ 別紙2

令和5年度薬価改定について、令和4年薬価調査に基づき、以下のとおり実施する。改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。

急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。

これらにより、薬剤費の削減▲3,100億円（国費▲722億円）を実現する。

III. 生活保護制度等 ⇒ 別紙3

(1) 生活扶助基準の検証等

- **生活保護費等負担金** 28,301億円（4年度：28,415億円）
 - － 生活扶助基準について、厚生労働省の審議会における検証を適切に反映することを基本としつつ、見直しを行う。
 - 足もとの社会経済情勢等も踏まえ、令和5、6年度については、臨時・特例の措置として、①世帯人員一人当たり月額千円を加算するとともに、②加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障する措置を講ずる。（令和5年10月～実施。財政影響は5年度60億円程度、6年度130億円程度）
 - 令和7年度以降、特例が終了した後の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において、改めて検討。
 - ※ その際、検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々社会経済情勢等を勘案して設定。
 - － 医療扶助の適正化に向け、多剤服薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組を強化する。具体的には、レセプトから多剤服薬が疑われる者を抽出し、薬剤師等に協議を行った上で、指導対象者及び医療機関等への訪問指導等を行う体制を構築する。

(2) 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直し

○ 生活困窮者等の自立支援の強化 545 億円（4年度：594 億円）

＜一部デジタル庁計上分を含む＞

- － 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施。
- － とりわけ、就労をはじめとする自立の前提である「住まい」の確保に困難を抱える方への対応を強化する。具体的には、「住居確保給付金」については、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。また、「地域居住支援事業」を拡充し、住まいの見守り支援や住まい確保の支援等を行う。

IV. 雇用保険制度等

- 雇用保険制度については、今後、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図ることができるよう、財政基盤を早期に安定させることが不可欠であり、雇用調整助成金について特例措置の段階的な縮減を経て通常制度とするとともに、令和5年度の失業等給付の雇用保険料率は、法定されている通り、本則 0.8%（現行 0.6%、労使折半）とする。

V. こども・子育て支援の充実 ⇒ 別紙4

(1) こども家庭庁予算

令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こどもの視点に立って、こども政策を総合的に推進するために必要な予算を措置。

○ 令和5年度こども家庭庁予算（一般会計・年金特別会計）

48,104 億円（+1,233 億円、令和4年度：46,871 億円）

（主な増額要因）

- ・ 出産・子育て応援交付金の継続実施 +370 億円
- ・ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（人事院勧告に伴う処遇改善（+2.1%）、+3%程度の処遇改善（月額9千円）の満年度化） +564 億円
- ・ 保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増（1.7万人）や放課後児童クラブの受け皿整備に伴う登録児童数増（2.4万人）等 +554 億円

（参考）上記のほか、育児休業給付（労働保険特別会計）

7,625 億円（+325 億円、令和4年度：7,300 億円）

(2) こども・子育て支援分野の取り組み

- ① **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 493 億円（4年度：115 億円）
- 出産・子育て応援交付金の継続実施 370 億円
 - － 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出・出生届出を行った妊婦等に対する経済的支援（計 10 万円相当）を一体として実施する事業について、令和 5 年度下半期に必要な予算を計上するとともに、その事業費が満年度化する令和 6 年度以降において継続実施するための安定財源の確保について早急に検討を行い、結論を得る。
 - 産後ケア事業の利用料減免等による母子保健対策の推進
122 億円の内数（4年度：115 億円の内数）
 - － 所得の如何に関わらず、全ての産婦を対象にした産後ケア事業の利用料の減免（2,500 円／日（平均利用料の半額）、最大 5 日）を導入する。
 - － 低所得（住民税非課税世帯）の妊婦に対して、初回の産科受診料の助成を支援する。（新規）
- ② **総合的な子育て支援** 34,130 億円（4年度：33,503 億円）
- 保育士・幼稚園教諭の処遇改善、保育所等の受け皿整備等
15,966 億円（4年度：14,988 億円）
 - － 人事院勧告に伴う処遇改善（+2.1%）、+3%程度の処遇改善（月額 9 千円）の満年度化
 - － 保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増（1.7 万人）
 - － 現場の保育士の負担軽減を図るため、比較的規模の大きな保育所について、25：1 の配置が実現可能となるよう、チーム保育推進加算を充実し、2 人までの加配を可能とする。
 - 保育体制の強化・多様な保育の充実 457 億円の内数（4年度：453 億円の内数）
 - － 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など多くの人の目が必要な時間帯における支援員の配置を充実する。（新規）
 - － 保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施する。（新規）
- ③ **未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業**
212 億円の内数（4年度：206 億円の内数）
- － 未就園児家庭の訪問に際して、児童・家庭の困りごとを把握し、保育所や障害児支援など利用に関する申請手続き等のサポート等を行う支援を拡充する。
- ④ **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 2 億円（新規）
- － 自治体の首長部局において、学校外からのアプローチにより、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を行う。（新規）

VI. その他各歳出分野における取組

各歳出分野において、メリハリ付けを行いつつ、必要な予算を措置。

(1) 医療

① ドクターヘリの導入促進、ドクターカーの活用促進

87 億円（4 年度：76 億円）

- － 1 県での新規導入等を含むドクターヘリの運行に必要な経費を確保するとともに、ドクターカーの活用促進に向けた検討を行う。

② オンライン資格確認に関する加算の特例 31 億円（新規）

- － オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和 5 年 12 月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和。

③ 医薬品の安定供給問題を踏まえた処方、調剤等の特例 32 億円（新規）

- － 医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力促進等の観点から、令和 5 年 12 月末までの間、一般名処方や薬局の地域支援体制に係る加算等について上乘せ措置を実施。

④ 国民健康保険の保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）

300 億円※（4 年度：500 億円）

- － 令和 4 年度予算執行調査の結果に基づき、執行実績等を踏まえ、予算を縮減。
※ このほか、財政安定化基金（特例基金）の財政基盤強化分 80 億円を活用し、財政規模の総額は 380 億円（対前年度▲120 億円）となる。

(2) 介護

① 介護職員の働く環境改善 ⇒別紙 5

9.5 億円+137 億円※の内数（4 年度：8.7 億円+137 億円※の内数）

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）

- － 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」（全世代型社会保障構築本部）を踏まえ、以下の取組等を推進。
 - ・生産性向上に資する様々な支援メニューを一括して、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談センター（仮称）を都道府県に設置（新規）
 - ・課題に対応した介護ロボット・ICT 機器の導入モデルを紹介するとともに、上記の総合相談センターと連携して伴走支援を実施（支援メニューを拡充）
 - ・介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善を促進（新規）

② **認知症関連施策の推進** 128 億円（4 年度：127 億円）

＜一部科学技術振興費における対応＞

- － 認知症の人への支援や認知症理解のための普及啓発、認知症医療拠点の整備、認知症研究の推進等を実施するとともに、認知症地域支援推進員による認知症の人とその家族への一体的支援を推進。

③ **地域支援事業の推進等** 1,934 億円（4 年度：1,929 億円）

- － 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、認知症の人への支援の仕組みづくり、在宅医療と介護の連携等を一体的に推進。

※ 一部②と重複。

- － 市町村における地域包括ケアの推進を図るため、有識者等による現地での研修や伴走的支援を実施。

④ **インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）** 350 億円（4 年度：400 億円） ⇒別紙 6

- － 保険者機能強化推進交付金については高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組全般を支援することとしつつ、介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に支援することとされているが、実際には評価指標や配分基準が重複していたため、令和 5 年度予算において一部を整理。さらに、行政事業レビューにおいて、評価指標の見直し等の必要性を指摘されており、対応予定。

⑤ **地域医療介護総合確保基金（介護分）**

734 億円（公費）（4 年度：824 億円（公費））

- － 都道府県に造成された基金の残高が積み上がっている状況（3 年度末時点で施設整備分として 919 億円（国費ベース））を踏まえ、当該基金残高の活用を図ることとし、国から繰り入れる予算を縮減。

（3）年金

○ **年金国庫負担** 125,615 億円（4 年度：122,406 億円）

- － 基礎年金国庫負担（2 分の 1）等について措置。
- － 足もとの物価等の状況を勘案し、令和 5 年度の年金額改定率を
 - ・新規裁定者（67 歳以下の者）は 2.2%
 - ・既裁定者（68 歳以上の者）は 1.9%と見込んで計上。

※ 令和 5 年度の実際の改定率は、令和 4 年の消費者物価指数が公表される令和 5 年 1 月中旬に確定。

（4）障害者支援等

○ **地域生活支援事業等** 507 億円（4 年度：506 億円）

- － 地方公共団体において、意思疎通支援などの障害者の地域生活を支援する事業

について、入院者訪問支援事業の創設などの充実を行いつつ、地域の特性や利用者の状況に応じて実施。

(5) 労働・雇用環境の充実

① 人への投資「5年1兆円」施策パッケージ 1,510 億円（4年度：1,019 億円）

－ 賃上げを伴う企業間・産業間の労働移動円滑化、主体的に学び直しを行う在職者や求職者等への直接支援、労働者のリスクリングへの支援等の施策をさらに充実・強化。【労働保険特別会計】

➤ 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 680 億円

※ キャリアアップ助成金：268 億円

特定求職者雇用開発助成金：155 億円

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）：89 億円

労働移動支援助成金：167 億円 等

➤ 個人の主体的な学び直し支援 229 億円

※ 専門実践教育訓練給付の充実：117 億円

公的職業訓練のデジタル分野への重点化：84 億円

キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備：22 億円 等

➤ 労働者のリスクリング支援等 600 億円

※ 人材開発支援助成金：505 億円

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）：93 億円 等

※ これまでの予算措置額（3年度補正～5年度当初）は計4,500 億円程度（他省庁所管を含む）。

※ さらに、来年6月までに官民で策定する「労働移動円滑化に向けた指針」を受け、追加的に必要となる施策を具体化。

② 生産性向上、賃金引上げのための支援 10 億円（4年度：12 億円）

＜中小企業対策費における対応＞

－ 最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援。

③ 新規学卒者等への支援の重点化（一般会計・労働保険特別会計）

86 億円（4年度：90 億円）

＜一部その他の事項経費における対応＞

－ ハローワーク等における新規学卒者等への就職支援について、支援実績等を踏まえ全体を効率化した上で、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった課題を抱える学生への個別支援に重点化。

(6) 水道施設の耐災害性強化等の推進 372 億円（4年度：387 億円）

＜一部公共事業関係費における対応＞

－ 執行状況を踏まえて予算規模の適正化を図った上で、災害時等においても安定的に安全な給水を確保するため水道施設の耐災害性強化を推進するとともに、水道事業体の運営基盤強化を図るため広域化への取組等を支援。

(7) その他

① 重層的支援体制整備事業の実施 352 億円（4 年度：261 億円）

- － 市町村による属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進するほか、都道府県による市町村への後方支援、国による人材養成研修等を実施。

② 困難な問題を抱える女性への支援 23 億円（4 年度：22 億円）

- － 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行（令和 6 年 4 月）に向けた都道府県基本計画等の作成支援や、現場で支援に携わる相談員の職務等に応じた処遇改善を実施。

③ 自殺総合対策の推進 37 億円（4 年度：36 億円）

＜一部その他の事項経費における対応＞

- － 地域の実情に応じ地方公共団体や民間団体が実施する SNS 等の相談対応やゲートキーパーの養成等の取組を支援するとともに、指定調査研究等法人において自殺未遂者レジストリ制度を構築。

④ 「全ゲノム解析等実行計画 2022」の推進

205 億円の内数（4 年度：191 億円の内数）

＜科学技術振興費における対応＞

- － 本年 9 月に策定された「全ゲノム解析等実行計画 2022」を着実に推進するため、がん・難病患者の全ゲノム解析等を実施するとともに、それによって得られたデータを活用した創薬・治療法の開発が進められるよう、情報基盤を構築。

Ⅶ. 全世代型社会保障の実現等 ⇒ 別紙 7、8

全世代型社会保障構築会議において報告書がとりまとめられ、また、同本部において、これに基づき全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて取り組むこととされた。このほか、同本部に示された「費用の継続的な見える化」や「改革工程表 2022」等に沿って、以下の項目を中心に全世代型社会保障の実現等に向けて進めていく。

(1) こども・子育て

- 全世代型社会保障構築会議の報告書に記載された、こども・子育て支援分野の充実において取り組むべき課題について、今後の改革の工程に沿って、早急に具体化を進める。
 - ・妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2 歳児の支援拡充）
 - ・全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備
 - ・出産育児一時金の大幅な増額
 - ・不妊治療等に関する支援

- ・保育の枠を確保できる入所予約システムの構築
- ・子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進
- ・育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の支援
- ・非正規雇用労働者の処遇改善と短時間労働者への更なる支援
- ・育児休業給付の対象外である方々への支援
- ・こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

(2) 医療

- 出産育児一時金を令和5年度から50万円に上げるとともに、現役世代・後期高齢者の保険料負担額に基づいて、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを、令和6年度から導入する。また、国費による支援措置(76億円)を令和5年度限りとして設ける。
- 後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう、後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方を見直す。
- 被用者保険者間の格差是正の観点から、前期高齢者の財政調整に「報酬水準に応じた調整」を加える。
- 今般の医療保険制度改革に際し、後期高齢者の保険料負担の激変緩和策として、出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援について、対象額は、令和6・7年度は出産育児一時金全体(公費を除く。)の2分の1とし、令和8年度からは出産育児一時金全体とする。併せて、特例的な保険料算定を行い、①施行後1年内に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ(令和6年度73万円、令和7年度80万円)、②年収211万円相当以下の所得層について、令和6年度は制度改正分を軽減した所得割とし、令和7年度は制度改正分を含む所得割とする。
- 今般の医療保険制度改革に際し、他の制度における企業負担を勘案して、令和6年度から特例的に、健康保険組合への支援を430億円追加する。そのうち、230億円は企業の賃上げ努力に配慮した納付金負担軽減補助に、100億円は健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金事業に対する財政支援の制度化に、100億円は特別負担調整への国費充当の拡大に、それぞれ充てることとする。
- かかりつけ医機能を発揮するための制度整備を行い、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につなげる。

(3) 介護

- 1号保険料について、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引

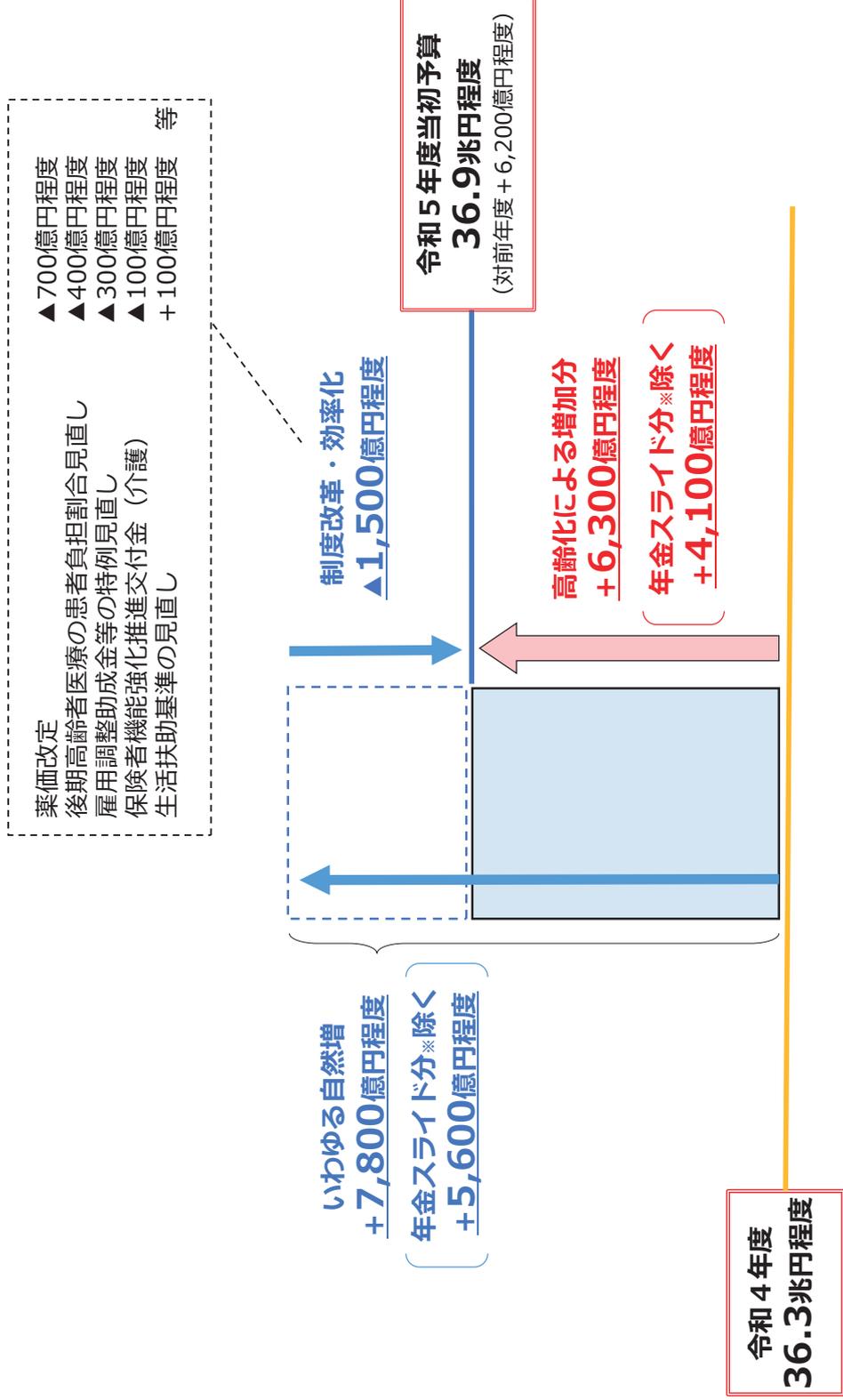
上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る。

- 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえて検討を行い、遅くとも来年夏までに結論を得る。
- 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る。
- ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。
- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。
- 介護事業所・施設の経営実態等について、事業報告書等のアップロードも含めた届出・公表を義務化する。また、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討する。さらに、正確な収益状況等を把握できるよう経営状況を詳細に把握・分析できるデータベースを整備するため、必要な法制上の措置を講ずる。

令和5年度社会保障関係費の全体像

別紙1

○ 令和5年度の社会保障関係費は、前年度（36.3兆円）から+6,200億円（36.9兆円）の36.9兆円。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成（年金スライド分を除く高齢化による増は+4,100億円程度、年金スライド分の増は+2,200億円程度）。

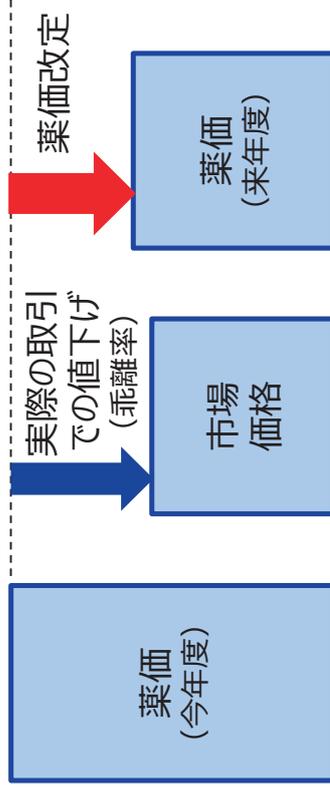


※ 令和5年度の年金額改定率（現時点での物価上昇率の推計を基にした予算積算上の値）は、既裁定者+1.9%、新規裁定者+2.2%（+2,200億円程度）。直近では令和2年度に0.2%のプラス改定を実施。

令和5年度薬価改定

- 令和5年度薬価改定は、診療報酬改定がない年の薬価改定としては2度目にあたる。**初回（2年前）は、国民負担軽減の観点から、公定の薬価から実際の取引での値下げ幅（「乖離率」）が平均乖離率の「0.625倍」を超える品目を対象とした。**
 - **今回、改定の対象範囲については、前回と同様に、国民負担軽減の観点から、平均乖離率（7.0%）の「0.625倍」（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。**その際、臨時・特例的に以下の対応を行う。
 - ・**急激な原材料料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について特例的に全品を対象に適用して薬価を引上げ**
 - ・**イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を増額し従前の薬価と遜色ない水準とする。**
- 3,100億円の国民負担の軽減を実現。一般会計で▲722億円

◆薬価改定



◆不採算品再算定 ※前回（2年前）は適用せず

原料高等により、不採算となった医薬品について、原価計算で算定された価格に引上げ



◆「平均乖離率」の推移（＝通常年はそのまま薬価の引下げ）

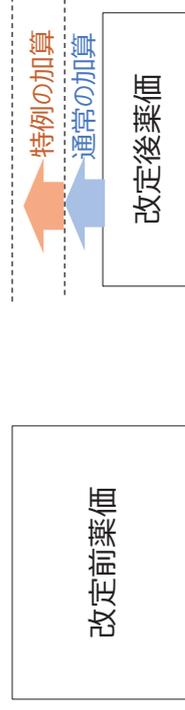
調査年	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022
平均乖離率	8.2%	8.8%	9.1%	7.2%	8.0%	8.0%	7.6%	7.0%

< 消費税10%引上げ対応 >
(2019年10月から反映)

< 初の毎年薬価改定 >
・0.625倍以上の品目を対象
・4,300億円の国民負担の軽減

◆新薬創出等加算の加算額の増額

取引価格が大きく下がった医薬品についても、従前の薬価と遜色ない水準に引上げ



令和5年度薬価改定について（令和4年12月16日 内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣合意）

令和5年度薬価改定については、令和4年薬価調査に基づいて、以下のとおり実施する。

改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。

急激な原材料料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。

大臣折衝事項（令和4年12月21日 財務大臣、厚生労働大臣合意）

2. 薬価改定

（1）薬価

令和5年度薬価改定については、令和4年薬価調査に基づいて、以下のとおり実施する。

- ・ 改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。

（2）薬価制度関連事項

薬価算定ルールについては以下の通りとする。

- ・ 令和3年度の改定時に適用したルール（新薬創出等加算、最低薬価等）は令和5年度改定においても適用する。更に、令和5年度改定においては、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。
- ・ 不採算品再算定については、令和5年度改定において適用する。急激な原材料料費の高騰、安定供給問題に対応するため、令和5年度改定に限り不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用する。
- ・ 収載後の外国平均価格調整については、令和5年度改定において適用する。
- ・ 新薬創出等加算の累積額控除及び長期収載品に関する算定ルールについては、令和5年度改定において適用しない。その上で、令和6年度改定において、「国民皆保険の持続可能性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から、新薬創出等加算や長期収載品に関する薬価算定ルールの見直しに向けた検討を行う。
- ・ その他の既収載品の算定ルールについては、評価に一定の時間を要することなどから、令和5年度改定において適用しない。

これらにより、薬剤費は▲3,100億円（国費▲722億円）の削減とする。

生活扶助基準の見直しについて

① 社会保障審議会 生活保護基準部会での検証結果の反映

- 生活保護基準部会で示された検証結果を反映することを基本とする。
その際、基準部会の報告書で示された留意点を踏まえ、
 - ・ 年齢別較差については、現行の較差との差の2分の1を反映するとともに、
 - ・ 第2類の費用の級地間較差については、級地間の差を設けないこととする。

② 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の物価高騰等も踏まえ、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
（1）令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一定額（月1000円/人）を特例的に加算
（2）（1）の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

【見直しの例（東京23区の場合）】

- ・ 夫婦子1人世帯（30代夫婦、子3歳）
146,800円⇒152,900円（+6,100円、+4.2%）
- ・ 高齢単身世帯（75歳）
71,900円⇒71,900円（+0円、+0.0%）

③ 2年後の見直し（令和7年度予算編成過程）

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において、改めて検討を行う。

その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定する。

財政影響（国費ベース）

令和5年度	令和6年度
60億円程度	130億円程度

※令和5年10月施行予定

※生活保護費等負担金（令和5年度）：28,301億円（うち生活扶助：8,165億円）

	令和4年度予算額	令和5年度予算額	前年度増減 (対前年度比)
一般会計＋ 年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	4兆6,871億円	4兆8,104億円	+1,233億円 (+2.6%)

(主な増加要因)

- ・ 出産子育て応援交付金
- ・ 保育士等の処遇改善

〔うち、人事院勧告(+2.1%)の反映(保育士等)
うち、処遇改善(+3%)の満年度化(保育士、放課後児童クラブ、障害児等)〕

+370億円

+564億円

+323億円

+241億円

- ・ 受け皿整備等に伴う保育所等運営費等の増加(事業主拠出金等)

+554億円

〔うち、企業主導型保育の増

+241億円

うち、新子育て安心プランに基づく保育所等の増

+209億円

うち、放課後児童クラブの増

+104億円

(注) 上記の主な増加要因のほか、出生数の減少等に伴う児童手当の減少(▲389億円)等を反映している。

(参考) 上記のほか、育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)

令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイント

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、 こども基本法の着実な施行

当初予算案：4億円

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

当初予算案：5,854億円

- 地域少子化重点推進交付金 <10億円>
- 【妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援】
 - 出産・子育て応援交付金 <370億円>
 - 母子保健衛生費補助金 <122億円>
 - ・ 産後ケア事業の利用料減免導入
 - ・ 低所得妊婦への初回産科受診料支援

【高等教育の無償化】

- 大学等就学支援費 <5,311億円> 等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長 できる環境を提供する

当初予算案：3兆4,165億円

- 【総合的な子育て支援】
 - 児童手当 <1兆2,199億円>
 - 子どものための教育・保育給付等 <1兆5,966億円>
 - ・ 保育士等の処遇改善や保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増
 - ・ チーム保育推進加算の充実
 - 子育てのための施設等利用給付交付金 <1,042億円>
 - 地域子ども・子育て支援事業 <2,019億円>
 - ・ 放課後児童クラブの処遇改善や受け皿整備に伴う登録児童数増
 - 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育等） <2,090億円>
 - 保育対策事業費補助金 <457億円>
 - ・ スポット支援員配置の創設、未就園児の預かりモデル事業
 - 就学前教育・保育施設整備交付金 <295億円> 等

【こどもの安全・安心】

- 学校・保育所の災害給付 <20億円> 等

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じら れる社会の実現、少子化の克服

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく 健やかな成長を保障する

当初予算案：7,881億円

- 児童福祉事業対策費等補助金 <212億円>
 - ・ 未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業
- 母子家庭等対策費補助金 <163億円>
- 次世代育成支援対策施設整備交付金 <67億円>
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築 <2億円>
- 里親・児童養護施設等措置費 <1,392億円>
- 児童扶養手当 <1,486億円>
- 障害児入所給付費等 <4,537億円> 等

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージの概要

令和5年度当初予算案 9.5億円 + 137億円の内数 (8.7億円 + 137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 7.5億円

1 政策パッケージの目的

総合的・横断的な支援の実施、事業者の意識改革、テクノロジーの導入促進と業務効率化をパッケージで支援することにより、介護現場の環境改善に資する。

2 パッケージの予算項目とその概要

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置 137億円の内数【新規】

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援 5億円 + 137億円の内数 (5億円 + 137億円の内数) ※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進 6.7億円 + 137億円の内数 (6.7億円) ※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組み進む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化 80百万円【新規】

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進 5.0億円 + 137億円の内数 (5.0億円 + 137億円の内数)

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。
※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し 2.0億円 (2.0億円) ※令和4年度第二次補正予算額 1.1億円

介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業を活用し、未取得事業者の取得促進を図る。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討 5.0億円 (5.0億円) ※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準 (3:1) の柔軟な取扱い等を検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化 - (-) ※令和4年度第二次補正予算額 2.5億円

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

保険者機能強化推進交付金等

事業の概要

各市町村及び都道府県が行う高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組について、評価指標を設定し、その達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付。

指摘に至った背景

本事業については、各評価指標の得点と要介護認定率等との相関性は認められないなど評価指標が適切でなく、又、評価指標の数が多いため市町村等の事務負担が過大となっている。

秋のレビュー等における指摘事項

地域における要介護度の改善や介護給付の適正化の観点から、事業目的を整理するとともに、事業目的の達成に結びつくインセンティブ付けとして機能する指標を中心に指標を整理すべき。

2つの交付金について、例えば、地域における要介護度の改善と介護給付の適正化という観点から、目的、アウトカムや効果の再整理を行い、重複を排除することなどを検討すべき。

全体として、効果的・効率的にインセンティブを機能させるためには、自治体間の交付額により一層メリハリをつけることが必要。

令和5年度予算等への反映

事業の目的に沿って評価指標を整理するとともに、要介護度の改善等のアウトカムにつながる評価指標への重点化を行う方向で見直しを検討。

2つの交付金について、役割分担を明確化した上で、異なる評価指標を設定するなど、重複排除を行う方向で見直しを検討。

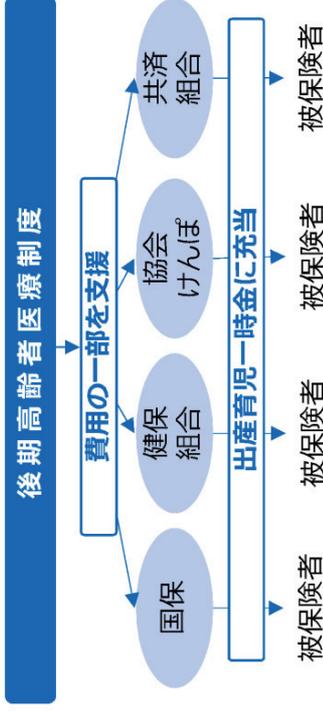
アウトカム指標で高い得点を獲得した自治体への配分に重点を置き、自治体間における交付額のメリハリ付けを強化する方向で見直しを検討。

次期医療保険制度改革の主な検討事項

I. 出産育児一時金の引き上げ

- 出産育児一時金について、費用の見える化を行うつつ、大幅に増額
- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することが考えられないか

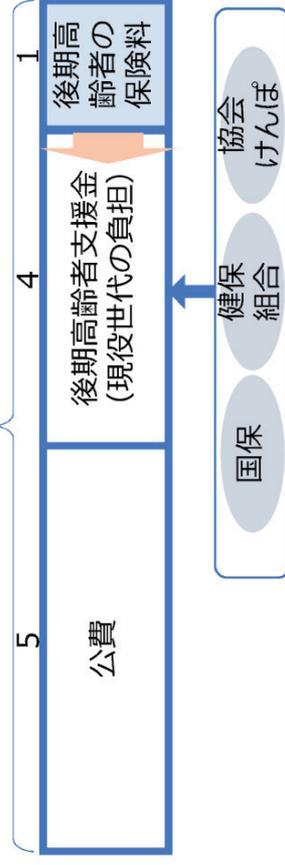
※高齢者医療制度創設前は、全ての世代で出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を負担



II. 高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み

- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直すことが考えられないか
 - ▶ 介護保険では、第1号被保険者（65歳～）と第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり保険料額は概ね同じ
 - ▶ 高齢者世代の保険料について、低所得者に配慮しつつ、能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で見直しをしてはどうか

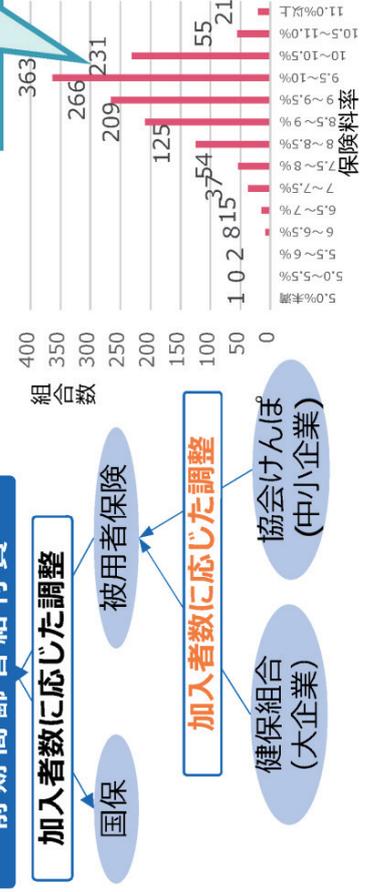
後期高齢者医療給付費



III. 被用者保険における負担能力に応じた格差是正の強化

- ①被用者保険者支援の在り方を見直すとともに、②前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入することが考えられないか

前期高齢者給付費



介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）の概要

給付と負担

(1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○1号保険料負担の在り方

- ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来夏までに結論を得るべく引き続き議論

(2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

(3) 被保険者範囲・受給者範囲

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

参 考 資 料

※計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。
※計数については、精査の結果、異動を生ずる場合がある。

令和5年度の消費税増収分の用途について

〈令和5年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：15.6兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.03兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.0兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）用途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和5年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和5年度 予算額	(参考) 令和4年度 予算額
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 育児休業中の経済的支援の強化 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税増収分の活用分 うち 令和4年度における看護職員の処遇改善 うち 不妊治療の保険適用(本体分・薬価分) ・医療情報化支援基金	前年同額	7,000 17
	医療・介護サービスの提供体制改革	地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分の活用分(介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・令和4年度における介護職員の処遇改善	前年同額 1,148 (346) 189) 289
医療・介護	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもにも係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	1,196 534 824 313
	医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援 70歳未満の高額療養費制度の改正 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化 介護保険保険者努力支援交付金 国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等 ^(注3)) 出産育児一時金支援 国民健康保険の産前産後保険料の免除	693 700 248 1,572 200 3,936 — —
難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	前年同額	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮 年金生活者支援給付金の支給 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	前年同額	5,864 88
合計		27,972	27,968

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
(注3) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部を保険者努力支援制度の財源として活用。

令和5年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充てる。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和5年度 予算案	(参考) 令和4年度 予算額
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。 		722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 	前年同額	8,858
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 		1,003
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 	5,764	5,601
合計		16,347	16,184

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

令和5年度 医療分野の研究開発関連予算のポイント

健康・医療戦略推進本部の下で各省が連携し、令和4年度第2次補正予算(3,328億円)と合わせ、医療分野の研究開発を政府一体で推進。

	令和5年度 決定額	令和4年度 当初予算額	対前年度		令和4年度 補正予算額
			増▲減額	増▲減率	
日本医療研究開発機構(AMED) 対象経費	1,248億円 <small>(内6,総5,文581,厚483,経174)</small>	1,249億円 <small>(総5,文586,厚475,経183)</small>	▲0.4億円	▲0.04%	3,316億円 <small>(内80,文133,厚100,経3,004)</small>
インハウス 研究機関経費	796億円 <small>(文254,厚468,経73)</small>	803億円 <small>(文266,厚463,経75)</small>	▲8億円	▲0.9%	12億円 <small>(厚12)</small>

- ▶ 上記経費に加え、内閣府に計上される「科学技術イノベーション創造推進費(555億円)」の一部(175億円)を医療分野の研究開発関連の調整費として充当見込み。
- ▶ 令和4年度第2次補正予算に、AMED対象経費として3,316億円(内80,文133,厚100,経3,004)、インハウス研究機関経費として12億円(厚12)を計上。
- ▶ 上記における令和4年度の厚生労働省分の計数には、令和5年度に内閣府こども家庭庁へ移管された事業の計数を含んでいる。
- ▶ 上記のほか、インハウス研究機関経費として令和5年度から福島国際研究教育機構において放射線科学・創薬医療に係る研究開発(19.6億円の内数)を実施予定。
- ▶ 上記における計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがある。

主な取組

※ 精査により計数等に異動が生じる場合がある。

令和2年度以降を対象期間とした第2期健康・医療戦略における6プロジェクトは、開発目的(予防、診断、治療、予後・QOL)ごとの特性を活かしたモダリティ等に基づいており、これに沿って予算を重点化する。

また、6プロジェクトのほか、令和4年度第2次補正予算で措置された基金事業として、革新的医療技術研究開発推進事業(産学官共同型)、先端国際共同研究推進プログラム、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進する。

1. 医薬品プロジェクト 363億円 <AMED 318億円、インハウス 45億円>

- 医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。また、モダリティに関する基盤的な研究開発を行い、新薬創出を目指す。さらに、創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。
 - －新たなモダリティの創出や、各モダリティのデザイン、最適化、活性評価、有効性・安全性評価手法、製造技術等の研究開発
 - －モダリティ技術を活用した医薬品の実用化研究開発の推進
 - －創薬デザイン技術、化合物ライブラリー、解析機器の共用など創薬研究開発に必要な支援基盤の構築

2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト 111億円 <AMED>

- AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。
 - －医療現場のニーズを踏まえたAIやロボット等の技術を活用した革新的な医療機器等の開発
 - －予防等に資するヘルスケアに関する研究開発・社会実装

3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト 181億円 <AMED>

- 再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的iPS細胞等を活用した難病等の病態解明・創薬研究及び必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。
 - －再生・細胞医療・遺伝子治療や、創薬の実現に資する多様な研究開発を支援し、臨床研究段階への移行を促進
 - －再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等の推進による実用化促進や、それらに資する技術・人材等の基盤整備
 - －再生・細胞医療や遺伝子治療薬等の実用化に向けた製造技術基盤を確立

4. ゲノム・データ基盤プロジェクト 191億円 <AMED 173億円、インハウス 18億円>

- ゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進することで個別化予防・医療の実現を目指す。
 - －ゲノムデータやレジストリ等の医療データを活用した研究開発の推進
 - －健常人や疾患のバイオバンク・コホート等の整備・利活用促進

5. 疾患基礎研究プロジェクト 149億円 <AMED>

- 医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。

6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト 235億円 <AMED>

- アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究や、国際共同研究を実施する。また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リバース・トランスクリプション・リサーチや実証研究基盤の構築を推進する。

※上記に加え、各プロジェクトに含めていないAMED対象経費(AMED運営費交付金等)が81億円、インハウス研究機関経費(インハウス研究機関の運営経費等)が733億円ある。

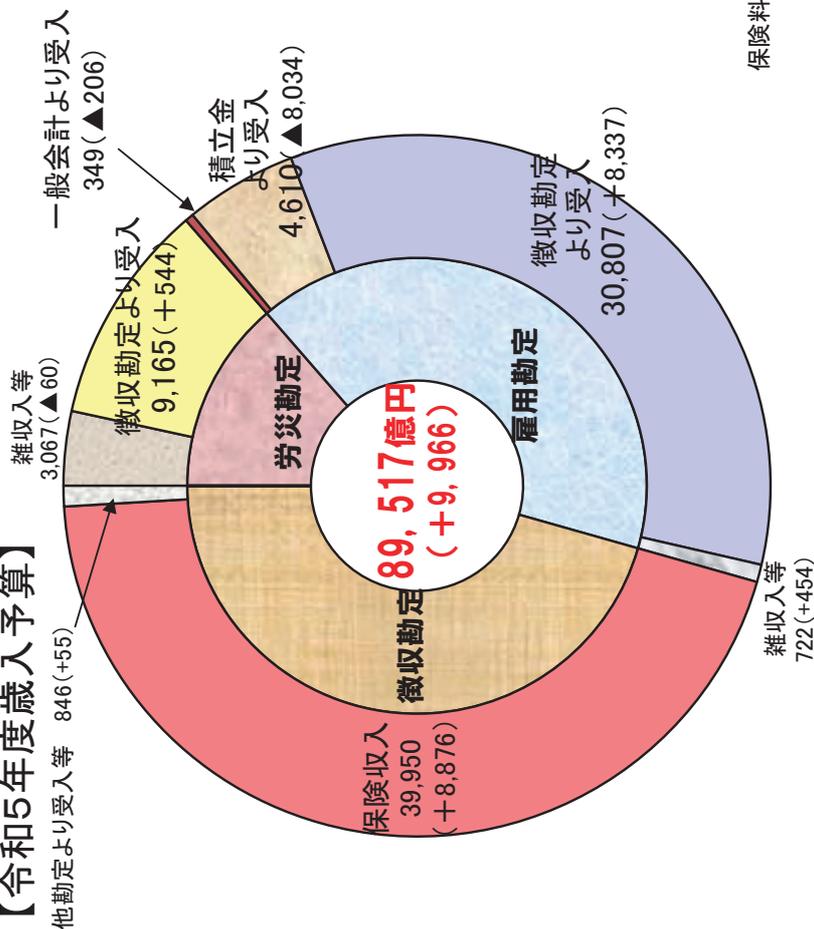
年金額改定率

	令和4年度	令和5年度
前年の物価変動率	▲0. 2%	2. 5%
名目賃金変動率	▲0. 4%	2. 8%
マクロ経済スライド調整率	(▲0. 3%を繰越し)	▲0. 6% (繰越し分▲0. 3%) (令和5年度分▲0. 3%)
年金額改定率	▲0. 4%	新規裁定者(67歳以下) 2. 2% 既裁定者(68歳以上) 1. 9%

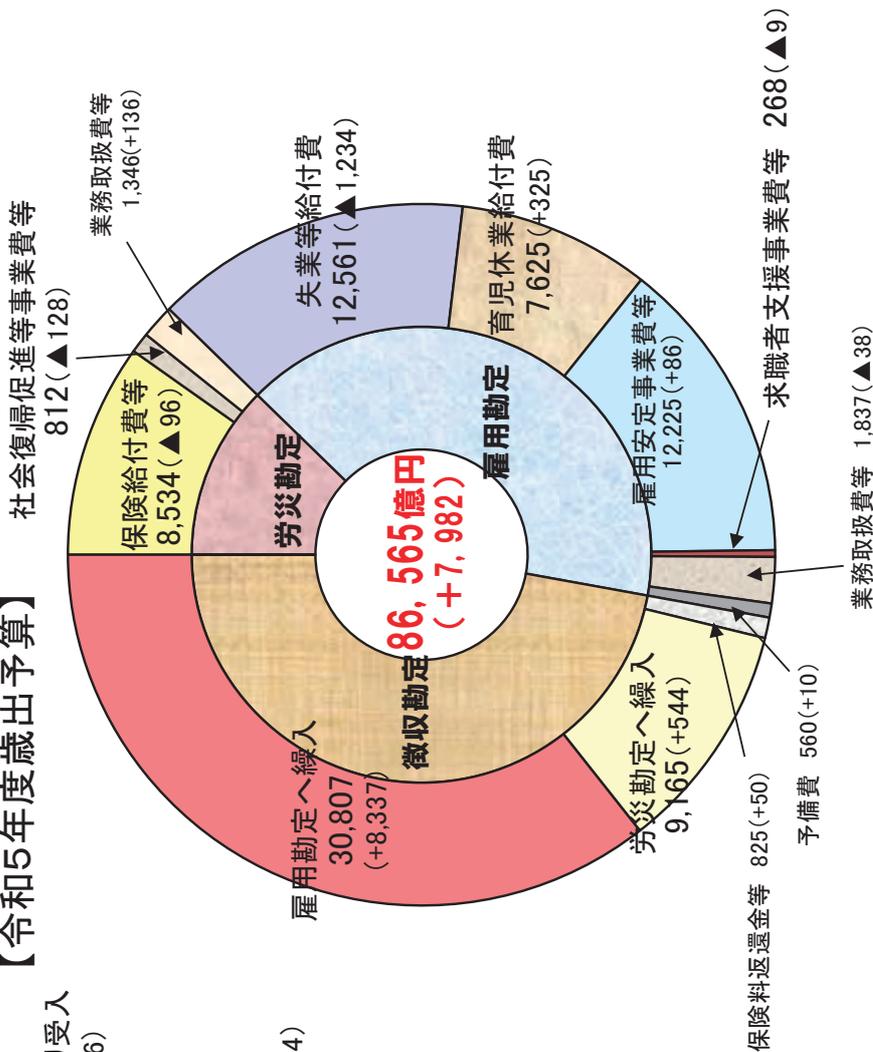
(注) 上記の令和5年度の年金額改定率は、現時点での物価変動率の推計を基にした予算積算上の値であり、来年1月に公表される実際の改定率は異なる値となる可能性がある。

労働保険特別会計

【令和5年度歳入予算】



【令和5年度歳出予算】



(単位:億円)(対4年度当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
労災勘定	10,692 (▲88)	10,178 (▲162)	2,564 (▲80)
雇用勘定	35,076 (▲860)	34,819 (▲854)	14,509 (+58)
徴収勘定	40,797 (+8,931)	825 (+50)	825 (+50)
特別会計全体	86,565 (+7,982)	45,822 (▲966)	17,898 (+28)

<主な歳出増減の内訳>

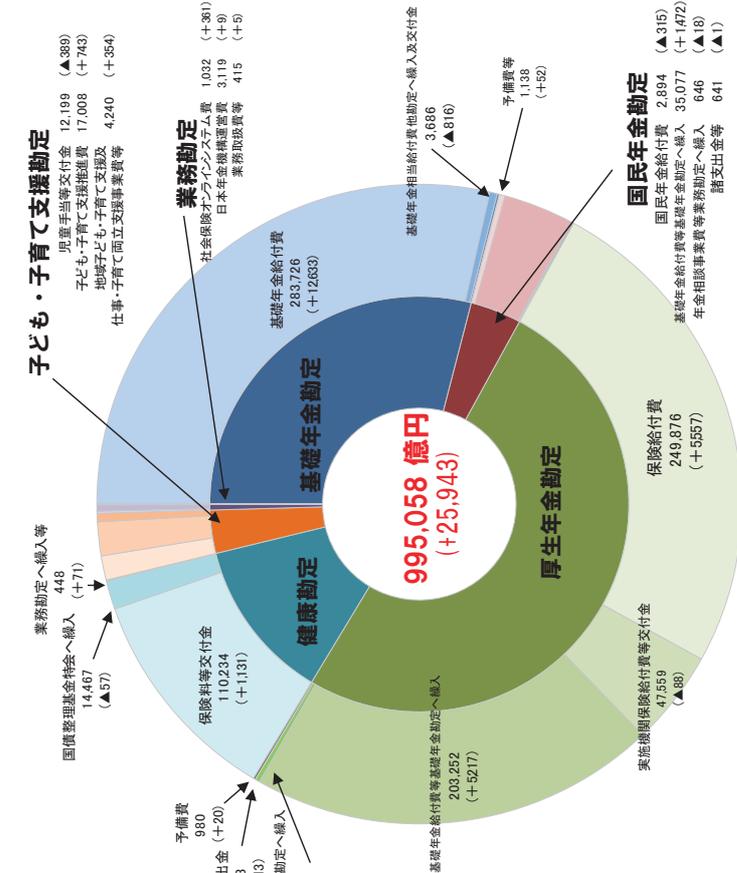
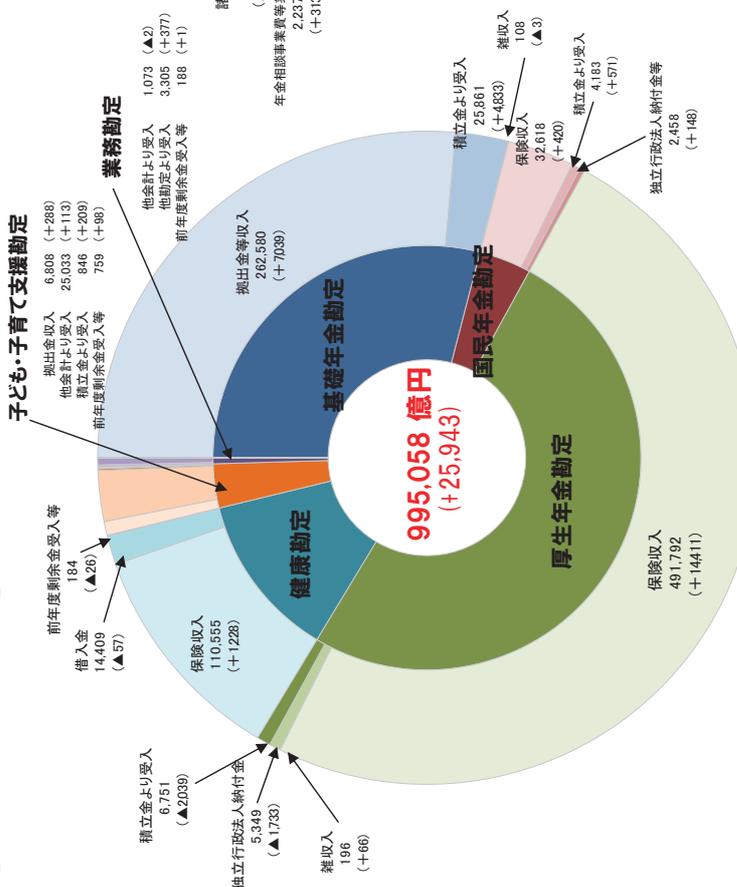
(対4年度当初)

- ・ 保険料収入の増加に伴う雇用勘定へ繰入の増 (+8,337億円)
- ・ 現下の雇用情勢を踏まえた失業等給付費の減 (▲1,234億円)

年金特別会計

【令和5年度歳入予算】

【令和5年度歳出予算】



(単位:億円)(対令和4年度当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額
基礎年金勘定	288,550 (+11,869)	285,407 (+12,543)
国民年金勘定	39,258 (+1,139)	3,534 (▲315)
厚生年金勘定	504,087 (+10,706)	298,569 (+5,183)
健康勘定	125,149 (+1,145)	110,277 (+1,121)
子ども・子育て支援勘定	33,447 (+709)	33,429 (+709)
業務勘定	4,567 (+376)	4,566 (+375)
特別会計全体	995,058 (+25,943)	735,783 (+19,615)

<主な歳出増減の内訳>

- 【基礎年金勘定】基礎年金受給者の増加等に伴う基礎年金給付費の増(+12,633億円)
- 【国民年金勘定】基礎年金受給者の増加等に伴う基礎年金勘定へ繰入の増(+1,472億円)
- 【厚生年金勘定】1人当たり給付費の増加等に伴う保険給付費の増(+5,557億円)
- 【健康勘定】標準報酬月額額の増加等に伴う、全国健康保険協会への交付金の増(+1,131億円)
- 【子ども・子育て支援勘定】保育士・幼稚園教諭の処遇改善等に伴う子どものための教育・保育給付等の増(+743億円)
- 【業務勘定】社会保険オンラインシステム費の増(+361億円)

(対令和4年度当初)

各種資料については、計数整理の結果、異動を生ずることがある。